

# 保育問題の現在及び將來

教育研修所員 三 木 安 正

今やすべての文化的事業は長い暗黒時代から解放されて陽光の下に蘇生の脈動を感じてゐる。けれども白日の下に照し出されたものは餘りにも痛々しく傷夷を受け、榮養失調に悩む姿であつた。やうやく我等の時代が来たといふ意欲は湧いて来たが、立ち上るにも足腰が立たないといふのが現状であらう。

本年一月の文部省調べ(中間報告)によると、保育施設の被害なしといふのは北海道、栃木、長野、滋賀、奈良、鳥取等(他に未回答の府縣若干あり)極めて少數であつて、戦災都市の保育施設は當然被害を受けてゐるわけである。それでも今年の春から夏にかけて相當数の保育施設が活動を開始した模様であるが、現時の經濟事情では、その經營に極めて困難であらうことが推察される。殊にそれが私設の場合に最も痛切であることも當然考へられよう。しかも保育施設の大多數が幼稚園は六八%、保育所は七五%が私設のものであることを思へば、保育事業一般が危瀕にさらされてゐるといつても言ひ過ぎではない。このことは保育の内容にもかゝるはるわけ

あるが、一番問題とされなければならぬ點は保育従事者の待遇問題であつて、私設のもので初任給が百五十圓前後といふ状態では一大前の入手を獲得することは不可能であつて、保母養成所の如きも生徒數十名位といふものもある由、保育の中核が保育者の質の如何にあることを思へば、ここ二三年は大きな穴があくわけで、保母養成に關して何等かの手が打たれない限り保育事業の發展はもとより、當面の恢復さへ困難であらう。

しかし困難といふことは何も保育事業に限つたことではなく共進な日本の現状なのであるから、我々は明るく開けかけてゐる將來に眼を向けてまつしぐらに進まなければならぬと思ふ。

遙かにはあるが光明は輝いてゐる。又事實、今年になつてから女高師や佛教保育協會の夏期講習、日本保育研究會の活動、民主保育聯盟の結成等があり、活動の第一歩は踏み出されてゐるのである。

當面の復舊と新しい飛躍に當つて問題は山積してゐるが、夢を懐きながら今後の保育事業の在り方について少しは

かり考へて見たら。

保育の制度或は行政の問題については、現行のものに對する不満と革新意見は二十年も前から言ひ古され、蒸し返されて來たものであつて、ここに専新らしく論ずる氣にもなれない位である。しかしながら時代の一新に際してこの時にこそ聲を大きくして輿論を醸成することの必要を感じる。

まづ第一に保育事業は元來が民主主義的精神の所産であつたといふことを改めて認識し日本の民主化のためにもこの事業の發展を期さねばならぬといふことである。

次には保育事業の發展を阻害してゐた力が段々と弱くなり、この發展を助長する力が盛り上つて來てゐるといふことである。

これらの二つによつても我々は新しい力が身中に湧いて來るのを感じずには居られない。

この時に當つて新しい憲法が制定せられ、教育の刷新と社會政策の擴充が期待されてゐるのであるから、保育問題に關心を持つものとしては、その成否には鋭い眼を注ぎ、それをよりよく實現させることに協力しなければならぬ。

事業と制度とは切り離されないのであるが、今までは餘りにも制度の力が強かつた。云ひかへれば官僚統制の力が強く、事業はその力によつて押しゆがめられてゐた。ゆがめられてゐたといふのは、官僚統制といへば官僚獨善と官僚の割譲性が含まれてゐるからである。又制度の力が強かつたとい

ふ反面は、保育事業に従事するものが、その自主性を確かりと持つてゐなかつた點は充分反省せられねばならない。

教育することが目的であつて制度はそのための手段であるのだから、教育の意義と方法とが確立すれば制度は之を最も有効に活動させるやうに作られるのが當然である。従つてこの兩者の關係を正當に保つためには事業に當るものの研鑽と熱意が常に先に立つてゐなければならぬのである。教育の地方分權といふこともこのやうな關係を確立することが促進されてはじめて意義が生じ、從來の中央集權的劃一主義を打破するのに役立つものと思ふ。

憲法の改正によつて幼稚園令も當然改正せられる。その場合幼稚園令が單に幼稚園法に變る丈なら何も期待する所はない。幼兒教育の意義が認められ、國民教育の基礎として之を教育の基本法の中に入れてもらふことが出来たならば、幼兒教育の將來に新しい途が開かれるであらう。さうでなければ、いつまでも幼稚園はまゝ子扱ひにされざるを得ない。そして基本法に規定されるべき枠は充分廣いものでなければならぬ。さうでなければ又々幼稚園だ保育所だ、文部省だ厚生省だといふ小せり合が續くにちがひない。

といふことは保育所の所管を文部省へ移せといふことではない。要は幼稚園にしても保育所にしてもその本質、國民教育の基礎的施設であるといふことを明確にすることなのである。厚生省はすでに生活保護法の成立によつて保育事業の擴充を進めて行くであらうが、生活の保護はその積極面では生

活水準の向上にあるのであるから保育所の仕事は教育ではなくて保護だといつた考へは意味がないのであつて、教育のための保護だと考へれば、所管はどうあらうと、保育所も教育施設に違ひないのである。アメリカの保育施設を見てその類型は大きく分けて五つもあり細かく分ければさらに色々な系統があるが、内容に於てはいづれも高度な教育を行つてゐる。教育基本法の規定を幅廣くして置く必要があるといふのは、元來保育施設には色々な類型が必要なのであるから、それらを包括出来るやうにしておかねばならぬといふ意味である。そして保育施設のあるものは厚生省によつて助成してもらつてもよいし、その他のものによつて設立せられてもよいであらう。狭い氣持ちで所管の問題などをやかましくいへば面倒であるが、目的がはつきりしてゐれば、手段たる制度の問題は適宜に決めることも出来ると思ふ。

いづれにしても少くとも現在の状態では政府による助成が必要であるが、特に文部省といふところは金を出さずに立派なことをいふ傾向があるので幼児教育の分野に於てもこの弊におち入らないやう一段の努力が望ましいし、殊に緊急の問題として保姆養成制度の確立と保姆の待遇の向上に力をいたしてもらひたいものである。いくら立派な制度が出来ても、それに従事する人が優秀でなければ何も出来ないからである。

### 三

今後の保育問題の發展の要點は保育内容の刷新にある。幼

稚園令第一條には「幼稚園は幼児を保育して其の心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養し家庭教育を補ふを以て目的とす。」

とあり、一應その通りであるとも考へられるが、その方法が幼稚園令施行規則第二條の「幼稚園の保育項目は遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等とす。」とある丈では物足りないし誤解をも生じ易い。

現在の日本の幼児の問題と保育施設の特質とを考察して見ると、今後の法案には次のやうな働きがその中に盛り込まれる必要があらうと思ふ。

一、家庭教育の改善、我國の家族制度、及び歴史的傳統的に規定せられた母性の地位と教養の下では將來の民主國家の成員たる幼児を教育することは不可能であるから、保育施設はその特質を活かして、この方面の改革に一つの役割を果すべきことを明瞭に規定する。

二、正しき兒童觀の確立、幼稚園令施行規則第一條中に幼児の保育は其の心身發達の程度に副はしむべく其の會得し難き事情を授け又は過度の業を爲さしむることを得ず、常に幼児の心情及行儀に注意して之を正しくせしめ又常に善良なる事例を示して之に倣はしむることに務むべしとあるが、一讀したところ幼児はひ弱いものであり、幼児期には行儀を躰けることが大切だといふ消極的な感をもたせ、小さくまとまつた善良な人間を作るといふ傾向が強く、自律、自發創造といつた積極的な觀念が稀薄であるが、それと共にことに幼児期

に於て必要な健康生活、社會的生活への基礎的訓練といふ點をはつきり盛り込むことが必要である。

三、教育方法の合理化、前に挙げた施行規則第二條にあるやうに幼稚園の保育項目は遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等とされてゐるが之等の教材を前記(一)から系統立てらるべきものにどう活用すべきかは教育技術的に研究されなければならぬのであつて、之等のものを保育項目として施行規則などに掲げる必要はないと思ふ。それは寧ろ從來の保育内容を低調ならしめてゐた原因であつたとも考へられるのである。

幼児期に於ける保健並びに健康教育(養護及び矯正をも含めて)社會教育、智的教育、情操教育等の各分野を綜合し發達生理學的並に發達心理學的に保育方法の基本を示すことが必要である。

四、教育の場としての保育施設、而して、本論の(一)の頭初にも述べた通り、幼児教育の根本精神であつたところのヒューマニステイクな思想の流れについてこの際深い省察を加へ、保育施設はそのやうな精神に立つた教育の場であるといふ認識を再確認させることも考慮せられねばならぬ點であらう。

## ○東京都私立幼稚園協會の創立

戰前三百の都下私立幼稚園を以て組織されてゐた東京都私立幼稚園協會は、幼稚園の休園措置によつて自然解散の形であつたが、終戦後復活開園さるゝところが次第に増加して、今日では七十園にもなり、猶續々と増加しつゝあり、しかも各幼稚園は日本の新建設は幼児教育に在ることを認識し、その使命の重大性を感ずると共に一日も早く協會の復興を希望するの聲となつた。

十月二十六日に感應幼稚園で準備相談會が開かれ、爾後準備工作中、十二月一日午後一時より芝の明德幼稚園に創立總會を開いた。

會する者二十數名、會則の審議、決定、續いて役員の選舉に移り左の通り選出された。

理事長	内山憲尙(聖美)
常任理事	青柳美智代(感應)
同	加藤武夫(鵜の木)
同	櫻葉勇(櫻の實)

猶事務所は中野區宮前町四八に置くこととなつた。